



三重県公報

令和3年6月4日 (金)
 第 214 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
13	三重県病院事業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	2
告 示			
393	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
394	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	2
395	特定計量器の定期検査の実施	(計 量 検 定 所)	2
公 安 委 告 示			
49	道路交通法の規定による地域交通安全活動推進委員の委嘱	(公 安 委 員 会)	3
公 告			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 収 確 保 課)	8
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	9
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(管 財 課)	9
	同伴	(スマート改革推進課)	12
	随意契約の相手方を決定した旨	(警 察 本 部)	15

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和三年六月四日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十三号

三重県病院事業庁公舎管理規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁公舎管理規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式、第七号様式及び第八号様式中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際現に改正前の三重県病院事業庁公舎管理規程（次項において「旧管理規程」という。）の規定に基づき提出されている書類は、改正後の三重県病院事業庁公舎管理規程の規定に基づき提出された書類とみなす。

3 この管理規程の施行の際現に旧管理規程に規定する様式により作成されている用紙等は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 393 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
けやき調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-19	令和 3 年 4 月 1 日	居宅療養管理指導
けやき調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-19	令和 3 年 4 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 394 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の名称	所在地	指定年月日	事業（サービス）の種類
けやき調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-19	令和 3 年 4 月 1 日	居宅療養管理指導
けやき調剤薬局	鈴鹿市東旭が丘 1 丁目 6-19	令和 3 年 4 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導

三重県告示第 395 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、三重郡、亀山市及び鈴鹿市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和3年6月4日

三重県知事 鈴木英敬

実施の期日		実施の場所
令和3年7月6日(火)	午前10時30分から 午後3時まで	朝日町役場
令和3年7月7日(水)	午前10時30分から 午後3時まで	川越町役場(1階 公用車等駐車場)
令和3年7月8日(木)	午前10時30分から 午後3時まで	菰野町役場 竹永地区コミュニティセンター
令和3年7月9日(金)	午前10時30分から 午後3時まで	菰野町役場 菰野地区コミュニティセンター
令和3年7月15日(木)	午前11時から 午後2時まで	亀山市役所(亀山市職員会館地下駐車場)
令和3年7月16日(金)	午前11時から 午後1時まで	亀山市関文化交流センター
令和3年7月20日(火)	午前10時から 午後3時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
令和3年7月21日(水)	午前10時から 午後3時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

公安委告示

三重県公安委員会告示第49号

次のとおり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を令和3年4月1日に委嘱しました。

令和3年6月4日

三重県公安委員会委員長 川端郁子

氏名	連絡先	活動区域
永井甲四郎	桑名警察署交通第一課 (電話 0594-24-0110)	桑名警察署の管轄区域
伊藤秀義		
加藤誠俊		
鈴木艶子		
野呂せつ子		
伊藤芳春		
岡田文明		
水谷勝之		
黒宮貞義		
立原康雄		
木村洋子		
山家和義		
中村光利		
服部喜義		
加藤恒子		
伊藤富男		
出口久雄		
伊藤薫		

水谷 敦夫	いなべ警察署交通課 (電話 0594-84-0110)	いなべ警察署の管轄区域
位田 宏		
出口 誠記		
古市 隆史		
西畑 悦雄		
藤岡 宗男		
伊藤 宗明		
森本 則子	四日市北警察署交通課 (電話 059-366-0110)	四日市北警察署の管轄区域
水谷 勇尚		
山田 克子		
中村 弘樹		
服部 光一		
内田 寛		
金森 規之		
内田 秀		
寺本 暁子		
伊藤 正章		
武藤 まゆみ		
下田 源信		
鈴木 久敏		
稀代 輝雄		
服部 英和		
鈴木 茂幸		
樋口 一郎		
鈴木 主計	四日市南警察署交通第一課 (電話 059-355-0110)	四日市南警察署の管轄区域
中村 敦子		
山田 巧		
山本 智明		
宮崎 節夫		
須藤 成則		
藤原 稔正		
水野 孝美		
川口 裕		
坂田 和子		
曾根 栄子		
宮本 昇		
中上 高峰		
平山 賢二		
花井 隆次		
村田 定義		
山本 典孝		
福嶋 廣		
永田 知己		
高島 進		
羽田 敏雄		

松本 茂	四日市西警察署交通課 (電話 059-394-0110)	四日市西警察署の管轄区域
諸岡 三久		
北住 多喜生		
小崎 達也		
堀内 廣喜		
増田 三之		
安藤 孝		
伊藤 幹夫		
市川 鈴代		
宮川 純子		
國分清一		
青新一		
境宣彦		
田名瀬 多美子	鈴鹿警察署交通第一課 (電話 059-380-0110)	鈴鹿警察署の管轄区域
大原 多智子		
中村 美穂子		
黒田 清美		
樋口 隼三		
杉野 和男		
樋口 貴美		
板持 晴實		
谷 暁子		
山本 誉典		
後藤 秀一		
吉村 正憲		
吉原 勝範		
山鹿 昇		
服部 淳子		
大野 ひさ子		
舘 壽信		
湯浅 久生		
鵜飼 秀二		
城野 高潔		
吉澤 いち子		
岡 善秋		
水谷 貴知		
寺島 巖	津警察署交通第一課 (電話 059-213-0110)	津警察署の管轄区域
波多野 捷一		
村田 正典		
大河内 忠幸		
渡辺 味		
池田 雅敏		
稲垣 正子		
崎 祐		
橋本 雅夫		

西出匠吾		
薦木康治		
角谷博		
増井将		
皿屋禎正		
佐藤男也		
河戸一		
橋本保		
堀川正代		
南晃人		
倉田雅宏		
西畑蓮一	津南警察署交通課 (電話 059-254-0110)	津南警察署の管轄区域
奥野友一		
宮田晴美		
山川芳春		
棚橋稔		
菅内章夫		
大田雅久		
小野ますゑ		
荒巻善哉		
福山哲彦		
立嶋秀二		
服部順子		
北本敦子		
金谷勇		
西田義一		
長崎勉		
北出行男		
堀内将美		
小泉勝美		
八田重次		
亀村節生		
大西治		
中村秋夫		
田中辻男		
後藤一美		
西山五男		
西村健		
中川竹男		
北村美次		
岩田忠雄		
野崎裕		
廣田美恵子		
村岡洋輔		
折戸裕幸		

谷村 亀三郎		
竹中 秀夫		
松井 正和		
安部 信行		
森下 幸夫	大台警察署地域交通課 (電話 0598-84-0110)	大台警察署の管轄区域
中田 久壽陽		
村田 恵		
大辻 義弘		
西尾 雄三	伊勢警察署交通第一課 (電話 0596-20-0110)	伊勢警察署の管轄区域
小山 泰幸		
新 武則		
杉本 久美子		
小池 朱美		
山本 博文		
中村 行雄		
松本 敬子		
濱 荻 隆平		
中西 将文		
濱口 祐彦		
松本 育子		
山根 健吾		
森本 保治		
奥田 孝		
中村 嘉一		
高橋 幸三		
山本 良博		
河村 イキ子		
谷口 肇		
樹木 正		
市場 正一		
東川 楠靖		
田澤 純	尾鷲警察署交通課 (電話 0597-25-0110)	尾鷲警察署の管轄区域
中村 幸成		
西藤 雅人		
西飯 和己		
民部 成子		
和手 伸子		
倉崎 路易子	熊野警察署地域交通課 (電話 0597-88-0110)	熊野警察署の管轄区域
楠 大史		
濱田 軫司		
疇地 浩正		
近藤 孝典		
榎本 義秀		
岡本 圭史		
庵前 佳生		

和田 幸子	紀宝警察署地域交通課 (電話 0735-33-0110)	紀宝警察署の管轄区域		
奥田 喜丈				
南 賀代子				
小西 純也				
山本 至一	伊賀警察署交通課 (電話 0595-21-0110)	伊賀警察署の管轄区域		
福本 紀昭				
和田 晴男				
増地 欣司				
桂 昇三				
花本 浅美				
福田 敦				
界外 俊昭				
小丸 勅司				
柳本 嘉子				
長濱 紀代子				
角田 まゆみ				
井戸本 景子			名張警察署交通課 (電話 0595-62-0110)	名張警察署の管轄区域
北河 純子				
北村 節江				
沢西 賢育				
磯澤 光佐子				
吉田 彰夫				
権野 幸子				
仲村 仁				
山口 敏明				
山家 常央				
福井 静子				

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称
杉村石油有限会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
三重県伊勢市大湊町 958
- 3 指定の取消しの年月日
令和 3 年 4 月 30 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、四日市南部土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定によ

り、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 3 年 6 月 7 日から同年 7 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
小山田地区市民センター（四日市市山田町 1373-3）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 3 年 5 月 20 日	伊勢市小俣町湯田 894-4 ほか 3 筆	松阪市湊町 236 株式会社富士土地 代表取締役 林 弘 高
令和 3 年 5 月 20 日	三重郡川越町大字豊田一色字国治 516-1 ほか 1 筆	四日市市青葉町 780-4 中部住研株式会社 代表取締役 坂 倉 慎 一
令和 3 年 5 月 24 日	いなべ市員弁町大泉字野中 1280-6 ほか 1 筆	いなべ市大安町門前 2385 ドマーニ・オドー レ C202 号 山 下 宏 二
令和 3 年 5 月 25 日	伊勢市小俣町新村字せなげ 555-72	伊勢市曾祢 2 丁目 11-8 株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中 村 博 光

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,252,000 kWh
 - (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 使用期間
令和 3 年 10 月 1 日（金）0 時から令和 4 年 9 月 30 日（金）24 時まで
 - (4) 需要場所
三重県津市広明町 13 番地 三重県本庁舎
 - (5) 業種及び用途
官公署（事務所）
 - (6) 供給計画等
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を保有する事業者であること。
- オ 小売電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年6月25日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
なお、新たに令和3年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課管財班 担当 中森

電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.lg.jp

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 3 年 7 月 15 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 7 月 9 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 7 月 15 日（木）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで提出してください。

提出締切日時 令和 3 年 7 月 15 日（木）14 時

なお、入札書は令和 3 年 7 月 6 日（火）から同月 15 日（木）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部管財課管財班

案件名 三重県本庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 7 月 15 日（木）14 時 30 分

場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 3,252,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Friday, October, 1, 2021 to 12:00 P.M. on Friday, September, 30, 2022

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Government office

(4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July, 15, 2021

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, July, 6, 2021 and 2:00 P.M. on Thursday, July, 15, 2021.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, July, 15, 2021.

(6) Managing Authority :

Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2135

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県自治体情報セキュリティクラウド（令和3年度）構築及び運用・保守業務
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
仕様書に記載のとおり
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - エ 仕様書2(3)受託要件を満たす者であること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年6月18日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) 2(2)エを落札候補者が満たすことを証明する書類
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課 担当 野田
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県デジタル社会推進局スマート改革推進課 担当 西川
電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和3年7月16日（金）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年6月24日（木）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年7月16日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年7月16日（金）15時

なお、入札書は令和3年7月12日（月）から同月16日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課

案件名 「三重県自治体情報セキュリティクラウド（令和3年度）構築及び運用・保守業務委託」入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和3年7月16日（金）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県デジタル社会推進局デジタル戦略企画課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Design, equipment procurement, construction, operation and maintenance of the unified secure internet gateway systems for all municipalities in Mie

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, July 16, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, July 12, 2021 and 3:00 P.M. on Friday, July 16, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, July 16, 2021.

(4) Managing Authority :

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Digital Society Bureau, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-3363 (Japanese language only)

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 6 月 4 日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1 特定役務の名称 交通情報総合管理システム改修業務委託及び運用保守業務委託

2 担当 部 局 津市栄町一丁目 100 番地

	三重県警察本部警務部会計課
3 契約の相手方を決定した日	令和3年5月17日
4 契約の相手方	津市栄町二丁目312番地 日本電気株式会社三重支店 支店長 高松 正嘉
5 契約金額	32,491,360円（うち消費税及び地方消費税 2,953,760円）
6 決定手続	随意契約
7 随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
